

# 非常変災時における臨時休業の措置について

## 1 非常変災等による臨時休業の措置に係わる規程

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① J R 武蔵野線が交通ストライキで運休中</li><li>② J R 武蔵野線が悪天候の影響で運休中</li><li>③ 東葛飾地域に特別警報（波浪・高波を除く）が発表中</li><li>④ 東葛飾地域に大雨警報と暴風警報の両方が発表中</li><li>⑤ 東葛飾地域に大雪警報または暴風雪警報が発表中</li></ul> |
|---|

## 2 生徒の対応について

非常変災等の事情があるときは、生徒の通学時の安全確保のため、次のとおり授業措置をとる。

### (1) 1限～4限の授業

午前7時の時点で上記①～⑤のいずれかに該当する場合、1限～4限の授業を臨時休講とする。

午前7時の時点で上記①～⑤のいずれにも該当しない場合、1限～4限の授業を通常どおり実施する。

### (2) 5限～8限の授業

午前11時の時点で上記①～⑤のいずれかに該当する場合、5限～8限の授業を臨時休講とする。

午前11時の時点で上記①～⑤のいずれにも該当しない場合、5限～8限の授業を通常どおり実施する。

### (3) 9限～12限の授業

午後3時の時点で、上記①～⑤のいずれかに該当する場合、9限～12限の授業を臨時休講とする。

午後3時の時点で、上記①～⑤のいずれにも該当しない場合、9限～12限の授業を通常どおり実施する。

## ※ 注意事項

- ① 原則として、人身事故や車両故障等による運休は含まない。また、上記警報以外は対象としない。
- ② J R 武蔵野線以外の交通機関の運休については、該当生徒のみ公欠扱いとする。
- ③ 当日の学校への電話等の問い合わせは避けるようにし、マチコミメールを確認する。
- ④ 千葉県北西部、千葉県全域も同じ扱いとする。
- ⑤ 関東地方の交通情報及び気象情報はテレビ・ラジオ放送及びインターネット等で判断し、確認時刻に近いニュースにより対応する。